

南会津町新型コロナウイルス感染症対策基本方針（まん延防止等について）

令和2年5月28日
南会津町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策に関して、5月25日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第5項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という。」）が解除されるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正された。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関し、町が実施すべき取組について基本方針（まん延防止等について）を定めるものである。

なお、同法第37条において準用する同法第25条の規定に基づき、町対策本部を遅滞なく廃止することとされているが、今後もまん延防止、地域経済支援等の観点から、特措法に基づかない町対策本部として引き続き設置することとする。

1. 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。併せて、業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。

- ① 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。
- ② 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ③ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講ずる。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 以下のような、町民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・発生状況臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
 - ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。

- ・室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
- ・感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・町は、国及び県との情報連携により、防災行政無線、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等の様々な手段により町民に対して地域の感染状況に応じた情報提供、注意喚起を迅速かつ積極的に行うこと。

(2) まん延防止

1) 施設の使用制限等

- ① 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。
- ② 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

2) 学校等の取扱い

- ① 「新しい生活様式」を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行うとともに、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。町は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

3) 緊急事態宣言解除後の取組等

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。

① 新しい生活様式の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。

- ・マスクの着用。
- ・手洗いなどの手指衛生。
- ・人と人との距離の確保（できるだけ2m、最低1m）

イ 職場における感染対策

- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進など

ウ 移動に関する感染対策

・6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。（5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること）

・これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象としない。

・その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

② 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

③ イベント等に関する協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。

6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和。

【イベント等の開催可否の判断】

◆6月1日から6月18日まで

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止等）を講ずること

・イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えること

・展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

6月19日～7月9日まで

- ・屋内・屋外ともに 1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

◆7月10日～7月31日まで

- ・屋内・屋外ともに 5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。

・上記以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

・各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。

・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用を検討すること。

（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

④ 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第 24 条第 9 項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

- ・外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

- ・催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

- ・施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

⑤ 外出の自粛等

- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5 月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。
- ・その後、6 月 1 日から 6 月 18 日までにおいては、5 月 25 日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。
- ・また、6 月 1 日から 6 月 18 日までにおいては、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、6 月 19 日以降においては、県外からの人の呼び込みを実施すること。

⑥ 職場への出勤等

- ・事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

⑦ その他共通的事項等

ア 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講ずるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

イ 緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講ずること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。

ウ 緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。

⑧ 医療等

医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避ける
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
- 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
- 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑨ 経済・雇用対策

感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。引き続き、事態の収束までの期間と拡がり、経済や町民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

⑩ その他重要な留意事項

ア 人権への配慮、社会課題への対応等

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう適切に取り組む。